V-5 政府内職員及びその職員組合規整のための1974年12月19日の国法第18条 第3項施行のための1999年4月20日の勅令

1999年5月12日公布

宣告

非公式の調整

政府内職員及びその職員組合規整のための1974年12月19日の国法に関連、とりわけ1999年4月11日に国法に挿入された第18条第3項に基づく政府内職員及びその職員組合規整のための1974年12月19日の国法施行のための1984年9月28日の勅令、とりわけ1997年9月16日の勅令に宣告された第78条に基づく;

1999年2月23日に行われた会計検査官の勧告に基づく;

1999年2月23日に行われた予算大臣の協定に基づく;

1999年3月26日の全政府に関する共同体委員会の会議録107/3に基づく;

1973年1月12日に改正された国務院規則、とりわけ1989年7月4日の規則により改正され1996年8月4日の規則により確定された第3条\$1に基づく;

差し迫った必要に基づく;

下された決定の遡及効を持続する考慮のために遅滞なく必要な措置を講じなければならない公務のために格別に重要な我が内閣総理 大臣及び我が公務員問題大臣の推薦、及び国務院に参集する我が各大臣たちの助言によって。

第1条 以下のような意味で使われる:

1°「1974年12月19日の国法」という語:

1974年12月19日の国法 -- 政府内職員及びその職員組合規整のための国法;

2°「1984年9月28日の勅令」という語:

1984年9月28日の勅令 — 政府内職員及びその職員組合規整のための1974年12月19日の国法施行のための。

第2条 1974年12月19日の国法が適用される連邦政府の公務員に適用される。

第3条

- §1. 1974年12月19日の国法第7条及び第8条に従って連邦政府の管轄下に属する連邦、共同体、地域圏、地区委員会の委員会において代表権を持っていると見なされる労働組合は8人の決まった代表についての1984年9月28日の勅令の第78条§§1・3の前述の返済を免除される。
- § 2. 第4条の規定を侵害せずに1974年12月19日の法律第7条及び第8条に従って連邦政府の管轄下に属する連邦、共同体、地域圏の委員会において、又最小限二つの地区委員会において代表権を持っていると見なされる労働組合は3人の決まった代表についての1984年9月28日の勅令の第78条§ § 1・3の前述の返済を免除される。

第4条

- § 1. 常勤職労働組合が要請するのに適用されるための以下の叙述についての公務員問題大臣総務局事務総長による受領した証明に 関する書留郵便の書簡:
 - 1°必要なら公務員に関係のある呼称及び等級;
 - 2°政府の管轄下に属する公務員の呼称;
 - 3°問題の免除が発効する日付。

別のものに変えるよう意図した免除の要請がある場合には免除の終了に言及した日付の公務の証明書に添えられた前述の書簡 が役に立つ。

- § 2. 要請が勅令の規定に合致する場合には総務局が書留郵便の書簡により労働組合と同様に関係公務員にも返済が免除される。 要請が勅令の規定に合致していない場合には総務局により書留郵便の書簡によって労働組合に通知される。
- 第5条 1997年11月1日から発効した勅令。